

第 1 号 議 案

令 和 元 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1,076,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,751,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 500,346	千円 △130,561	千円 369,785
	2 負担金	491,976	△130,561	361,415
14 使用料及び手数料		762,974	△2,038	760,936
	1 使用料	332,458	△2,038	330,420
15 国庫支出金		4,683,401	285,996	4,969,397
	2 国庫補助金	1,444,886	285,996	1,730,882
16 府支出金		2,913,635	75,290	2,988,925
	2 府補助金	1,441,967	75,290	1,517,257
19 繰入金		1,046,597	125,479	1,172,076
	2 基金繰入金	1,020,220	5,503	1,025,723
	4 他会計繰入金	15,939	119,976	135,915
20 繰越金		50,109	295,256	345,365
	1 繰越金	50,109	295,256	345,365
21 諸収入		376,622	287,378	664,000
	6 雑入	333,164	287,378	620,542
22 市債		3,507,600	140,100	3,647,700
	1 市債	3,507,600	140,100	3,647,700
歳入合計		33,674,300	1,076,900	34,751,200

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4, 124, 795	千円 310, 289	千円 4, 435, 084
	1 総務管理費	3, 153, 255	307, 362	3, 460, 617
	3 戸籍住民基本台帳費	112, 539	1, 567	114, 106
	7 環境交通対策費	321, 436	1, 360	322, 796
3 民生費		12, 990, 102	119, 228	13, 109, 330
	2 児童福祉費	5, 033, 322	119, 228	5, 152, 550
4 衛生費		2, 848, 108	20, 954	2, 869, 062
	1 保健衛生費	1, 321, 850	3, 333	1, 325, 183
	2 清掃費	1, 526, 258	17, 621	1, 543, 879
6 農林水産業費		1, 027, 006	15, 863	1, 042, 869
	1 農業費	801, 494	12, 992	814, 486
	3 林業費	70, 515	2, 871	73, 386
7 商工費		523, 723	377, 666	901, 389
	1 商工費	523, 723	377, 666	901, 389
8 土木費		3, 824, 278	163, 564	3, 987, 842
	2 道路橋梁費	533, 430	27, 588	561, 018
	3 河川費	31, 522	8, 000	39, 522
	4 都市計画費	3, 015, 726	119, 976	3, 135, 702
	5 住宅費	216, 469	8, 000	224, 469
9 消防費		1, 268, 204	12, 745	1, 280, 949
	1 消防費	1, 268, 204	12, 745	1, 280, 949
10 教育費		2, 552, 323	38, 691	2, 591, 014
	2 小学校費	747, 188	12, 000	759, 188
	3 中学校費	429, 458	13	429, 471

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	196, 997	220	197, 217
	5 社会教育費	741, 347	26, 458	767, 805
11 災害復旧費		22, 000	17, 900	39, 900
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	17, 900	17, 900
歳 出 合 計		33, 674, 300	1, 076, 900	34, 751, 200

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理施設整備事業	千円 28,900 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
文化財保護施設整備事業	9,400 〃	〃	〃	〃
過年発生庁舎災害復旧事業	17,900 〃	〃	〃	〃
計	56,200			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 157,900 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 161,900 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
都市計画事業	1,418,500 〃	〃	〃	〃	1,498,400 〃	〃	〃	〃
計	3,507,600				3,591,500			